



鎌倉後期の西国における寺社造営財源案出政策と公武

豊田, 通子

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7058号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007058>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

鎌倉後期の西国における寺社造営財源案出政策と公武

0711102L 豊田通子

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

鎌倉後期の西国における寺社造営財源案出政策と公武

氏名： 豊田通子

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 市澤 哲 教授

(副) 石井 晃 進 教授

(副) 樋口 入 祐 教授

本論は、鎌倉後期に展開された寺社造営財源の案出政策を検討し、それへの朝廷と幕府の関わり方を分析することによって、公武関係を考えるものである。

国家論においては、朝廷と幕府の関係をどのように捉えるかが基軸をなす問題となる。このため、朝廷と幕府の関係を検討するにあたっては、どちらの国家論における朝廷・幕府の関係がより妥当性を持つかという問題から避けては通れない面がある。また、権門体制論と東国国家論は、それぞれ理論の確かな枠組みと鎌倉期を検討する際の有効性を持っているがゆえに、研究者がどちらの国家論を理論的前提とするかによって、導き出した実証結果の位置づけに影響が避けられない側面が窺える。このような傾向がある一方で、実態解明が積み重ねられ、権限吸収論に見直しを迫る研究もあらわれてきた。

こうした現状に対して、公武関係を論じるにあたって肝要なことは、まずは一旦権門体制論・東国国家論から距離を置いて、研究対象の実態に迫り、そこにある公武関係を捉える姿勢であろうと考える。そして、朝廷と幕府の関係の内実をできるだけ具体的に描き出すことである。

鎌倉後期の西国において、蒙古襲来後における幕府の影響力拡大については異議を差し挟む余地はない。そこで、課題を三点設定した。一点目は、どのようにして影響力の拡大がなされたのかという過程の解明である。そして二点目は、影響力拡大が幕府の主体的・能動的な動向の結果なのか、という点である。三点目は、幕府自体の意向と朝廷の姿勢である。

これらを解いていく一つの方法として、当該期に実施された、展開過程を具体的に追える政策を分析することによって、幕府・朝廷双方の意向をくみ取り、公武関係を検討し、その結果を積み重ねていくものがある。本論は鎌倉後期に寺社財源を案出させるために採られた政策を素材として検討していく。以下、その検討結果の概要を述べる。

まず、第一章では、東寺造営料国安芸国の国衙領興行政策の一環として実施された、貞応以後の新立荘園を停止する法令＝「貞応以後法」を検討した。「貞応以後法」は、後宇多院・後醍醐天皇によって展開された大覚寺統独自の政策であった。「貞応以後法」は、貞応期を画期とみなす意識を媒介として、また相論の切り札として、安芸国から承久の乱の影響を強く蒙った国をはじめとして他国へ波及し、承久没収を由緒に持つ荘園等に影響を及ぼした。その結果、承久の乱が荘園公領制の転換期であったことを強く意識させる法となった。

「貞応以後法」は承久没収地の領有を否定する可能性を孕んだ法令であった。「貞応以後法」の適用対象となった荘園領有者は「貞応以後法」に対抗するため、承久没収地という由緒に依拠して関東成敗地を主張した。この結果、幕府の与えた公験が「貞応以後法」を凌駕する事態が出来し、幕府の由緒が優先されることを公家社会に示すことになった。こうした、幕府進止地であることが荘園整理適用を否定できる法理になるという領有者の認識と、幕府公験の優越性を容認する朝廷の姿勢は、「貞応以後法」の効力を低下させることになった。

「貞応以後法」の展開過程で、幕府の能動的な動きは確認できなかった。幕府は、過去に領有

(注) 4,000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

関係に関与した荘園をめぐる個別の相論に向き合っただけであった。それは、「貞応以後法」が、承久没収地を含め関東成敗地・関東口入地など幕府が統制の枠組みの中に置いた土地と摩擦を惹起させる法であったからであった。このことから、幕府の「貞応以後法」への受動的対応の要因は、土地統制に関する幕府の意向と、それに関係なく貞応期を基準線として一義的に荘園整理を実施した朝廷の政策とのズレにあった。さらに、幕府が基本的に土地支配に関わる権利全般を貞応期にまで遡らせる意図はなかったことも幕府の対応に影響を与えた。

第二章では周防国の国衙興行政策を分析した。周防国では正和期に、公文職・公文名と諸寺社寺社免田の国衙への打渡しが行われた。正和期の国衙興行は、大勸進が、公文職・公文名と諸寺社の打渡しを幕府へ提訴し、それに勝訴したことによって長州兩使が派遣されるという経過を辿ったものである。その結果、国衙領諸郷保の公文職・公文名・諸寺社が国衙へ打ち渡され、寺社免田については、「貞永宣旨并関東御施行」に定められていた初代大勸進重源期の免田数まで減らされた寺院が確認できた。つまり、貞永期の国衙興行で達成できなかった問題が、正和期の国衙興行にいたって漸く解決されることになった。

幕府は国衙興行訴訟とその執行過程において、朝廷は財源付与という面で東大寺に寄与をした。ただ、幕府（＝関東）について留意すべきは、正和期には大勸進から提訴された相論に向き合っただけであったことである。従って、正和期国衙興行では、訴訟に揚げた論拠や長州使節の効力を招き寄せた東大寺側の、国衙興行への強い意志が大きな意味を持った。

続いて第三章では文永以後新関停止令の展開について論じた。関所抑制政策を基本政策とする幕府が発令し院宣も発給された新関停止令により、治天の君が認可し幕府が施行した関所では関料も固定された。文永以後新関停止令は、京へつながる畿内周辺の関所の限定とその固定、関料額の固定を目的の一つとする法令だった。

また、幕府は関所を寺社統制の手段として機能させる意図を持ち、文永以後新関停止令はそれに寄与した。幕府は文永以後新関停止令の展開過程で、治天の君の進止権に口入しなかった。また、治天の君の権能を手中に収めようとしたわけではなかった。むしろ、治天の君の進止権掌握という状況を前提に影響力を強めようとした。一方、治天の君は施行者・関務停止執行者という幕府の立場を受け入れ、関所・関料額の固定に関しても、それに添った形で関所の付与を行なった。このような公武の微妙なもたれ合いの中、関所寄進が行われていった。

この結果、限定された関所に発揮される治天の君の進止権は、両統迭立期にあってより鮮烈な形を取るようになった。施行した関所の権利に対して口を挟まなかった幕府の姿勢も治天の君の進止権を際立たせ、関所の領有者の治天の君への求心力を高めていくことを助長した。加えて、皇統交代に伴う関所召放のような専制力を維持させた。しかし、維持された進止権は文永以後新関停止令をないがしろにする方向には働かなかった。

文永以後新関停止令の発令以前に、治天の君が造営料所等として関所を設置し、幕府が関所抑制政策を採るという、相反する施策が進行していた状況であったことから、文永以後新関停止令はそうした公武の施策の両立を図るための法令でもあった。そして文永以後新関停止令は、朝廷と幕府が形成した、固定された関所と関料額という枠組みの中で、公武が、一方は進止権保持者

として、他方は施行者・関務停止執行者として、「物流が生み出す富」を統轄していくために機能した。

最後に補論では、福泊と兵庫島との相論から見える福泊の特性を見出し、福泊がどのような関所と位置付けられるのかを検討した。福泊は興福寺の領有する関所ではなかった。興福寺は貸し出した季頭銭を回収することを第一義として、福泊の実務を行うために雑掌明円を補任した。明円は興福寺雑掌という職名とは別に、関務の権利保持者の「代官」という立場を標榜して関料を徴収した。興福寺は貸借関係という、領有関係とは異なる関係性のゆえに、改替・移動する関務の権利に影響されることなく、明円を介して福泊から利益を得続けたのである。

福泊は、安東氏が地子徴収権という「領主権」を持っていたことが福泊を規定する条件として最も大きな影響力を発揮した。福泊の経済力を裏打ちしたのは幕府であり、それによって、安東氏と興福寺が利を得た。鎌倉末期の福泊関は、兵庫島などに比べて経済的に不利な立場を、兵庫関への積極的な乱入による関料確保や幕府の影響力で埋めた。

福泊は幕府の影響力が強く及ぶ、いわば幕府が「管理」する関所であったため、幕府が文永以後新関停止令に込めた、寄進の枠組みを堅持するという意向を最も反映した関所となった。

では次に、設定した課題に答える。第一の課題は、幕府の影響力拡大について、どのように影響力拡大がなされたのかを探るということであった。これは、文永以後新関停止令の展開過程で次のように捉えた。幕府は、治天の君の進止権を吸収するのではなく、治天の君が進止権を掌握していることを前提に影響力を強めたのである、と。

そして二番目の課題である、朝廷・荘園領主等の幕府への依存については、「貞応以後法」と周防国衙興行政策推進の過程で論じた。周防国衙興行では、訴訟における幕府＝「関東」への求心性が見られ、「貞応以後法」の展開過程では、適用対象となった荘園領主が幕府公験を探求した結果、幕府の与えた公験の優越性を朝廷自ら容認する事例も現れた。

そして、三番目の課題は幕府と朝廷の意向である。「貞応以後法」は大覚寺統の治天の君によって推進された荘園整理政策であったが、これに幕府はあくまで個別の訴訟に対応するという受動的態度しか示さなかった。文永以後新関停止令では、治天の君が寺社用途として設定していた関所を残しながら幕府の関所抑止政策も推進するという、双方の政策を両立させる現実的な方法が採られた。これによって「もたれあう」関係を生じた。こうした形跡が窺えない「貞応以後法」の一律的な適用のあり方は、幕府に「貞応以後法」への警戒感を抱かせ、受動的対応に終始した。

では周防国衙興行ではどうだったのか。幕府＝「関東」が提起された訴訟に対応するだけであったのは「貞応以後法」と同じである。周防国衙興行において、国衙へ打渡す所領・所職の保持者は、その多くが地頭であった。「貞応以後法」の検討によって、幕府には土地支配に関わる権利全般を貞応期にまで遡らせる意図はなかったと推察した。だとすると、周防国の国衙興行に積極的に関与できない理由が察せられる。

当該期の公武関係は一様ではない。これを踏まえつつ公武関係を述べると、政策の相違という公武自体が作り出す齟齬は、公武の外部によって作りだされる、求心性を持った朝廷・幕府間の

緊張感を高めると同時に不安定にさせる。

文永以後新関停止令によって生じたもたれあいの関係は、朝廷・幕府が相互の權益を認めた上で築かれたものであった。この関係は、背反する幕府の政策を受容することによって成立したものであったから、朝廷を規制もした。もたれあいの関係が機能している間は、上記の緊張感や不安定性を低下させる役割を果たした。しかし、文永以後新関停止令によって形成された公武による物流統轄の枠組みを後醍醐天皇が崩壊させたように、朝廷への規制に対する反発も醸成したのである。もたれあいの関係を成立させたことが、反発を醸成した。

論文審査の結果の要旨

氏名	豊田 通子	
論文題目	鎌倉後期の西国における寺社造営財源案出政策と公武	
要 旨		
<p>本論は、鎌倉後期における権門寺社造営の財源を確保する朝廷の政策の検討を通じて、同時期の公武関係を考えることを目的としている。</p> <p>公武関係の通説としては、東国西国国家論、権門体制論があるが、いずれの場合も、鎌倉後期に関しては、幕府勢力の朝廷に対する優越として政治の枠組みをとらえる点では共通している。そして、このような枠組みはとくに承久の乱以後、幕府権力が浸透した西国支配のあり方を有力な論拠としている。これを踏まえ、本論文は承久の乱後の西国が、幕府勢力の浸透を受ける一方で、権門寺社造営のための最重要な財源としてクローズアップされてくることに注目し、上記のような目的を掲げている。権門寺社は、所領支配などの世俗的な面で、公武政権と緊張関係を持ちながらも、中世国家の正統的なイデオロギーを担う重要な機能を有しており、それらを保護することは公武政権にとって重要な「政治」であった。ここに、権門寺社造営財源に注目する理由がある。</p> <p>論文は、権門寺社造営の財源として、西国における国衙領に注目した1章、2章、畿内の要津で徴収された関料と新関停止令に注目した3章からなり、それぞれの現場における国衙領興行の様相、新関停止令の運用実態を分析し、これらに対する公武両政権の姿勢を論じている。</p> <p>第一章では、東寺造営料国安芸国の国衙領興行政策の一環として実施された、貞応以後の新立荘園を停止する法令＝「貞応以後法」を検討している。まず、断簡として伝わる備中国大炊寮領単島保をめぐる訴訟文書の配列順序を確定し、そこから、「貞応以後法」は、大覚寺統独自の政策であったこと、そして、この法の最も早い例は安芸国の大炊寮領が関わる国衙興行に見られ、大炊寮官人によって、備中国の訴訟に導き入れられたとする仮説を提示した。さらに、幕府の訴訟への関わり方を検討し、幕府が「貞応以後法」に対して受動的態度をとったことを明らかにした。これは公武両政権がこの法に基づいて協調的に国衙興行を行ったという通説の誤りを指摘したもので、その理由を、「貞応以後法」が承久没収地を含め関東成敗地・関東口入地など幕府が統制の枠組みの中に置いた土地と摩擦を惹起させる法であったことに求めた。</p> <p>本章の成果は、なによりも、現在誤って張り継がれている長大な単島保をめぐる訴訟文書の張り継ぎ順序を復元し、三通の訴訟文書であったことを明らかにしたことにある。さらに、先述のように「貞応以後法」が、一見普遍的な所領整理の年次であるように見えながら、限定的な法で、公武両政権の対応も一致したものではなかったことを明らかにした点も、通説に対する根本的な批判として評価できる。</p> <p>第二章では周防国の国衙興行政策が分析されている。周防国では正和期に、公文職・公文名と諸寺社の免田の国衙への打渡しが行われた。まず、正和期の国衙興行について、大勸進が、公文職・公文名と諸寺社免田の打渡しを幕府</p>		
主査記載氏名・印	市澤 哲	

へ提訴し、それに勝訴したことによって長州両使が派遣されるという経過を辿ったという経過を明らかにした。そして、このプロセスに朝廷は東大寺に対して財源を付与することを認める機能を果たし、幕府は国衙興行訴訟において執行者としての役割を果たしたことを指摘した。これら公武両政権の働きを引き出したのは、東大寺に他ならず、公武政権とくに幕府は、受け身の姿勢が顕著であることを指摘した。

本章の成果としては、正和年間の周防国国衙領興行の実態が明らかにされることがあげられる。そのなかでも、一度国衙領に戻された所領が、在庁武士の不満を緩和するために、彼らに再給付されたとする通説を批判し、正和の国衙興行が徹底したものであったことを明らかにした点などは評価できる。しかし、本論文のテーマである国衙興行への公武権力の関わり方について、十分に詰められていない点が残念である。

第三章では文永以後新関停止令(以下、新関停止令とする)の展開について論じた、本論文の中で最も重厚で論争的な内容を持っている。まず、新関停止令は、京へつながる畿内周辺の関所の限定とその固定、関料額の固定を目的の一つとする法令だったことを指摘する。次に、幕府の関与について分析し、幕府は関所を寺社統制の一手段として機能させる意図を持ち、新関停止令はその梃子として機能したこと、幕府は新関停止令の展開過程で、治天の君の関所進止権に干渉しなかったこと、むしろ治天の君の進止権行使という状況を前提に西国に影響力を強めようとしたこと、を明らかにした。一方、朝廷側一治天の君については、施行者という幕府の立場を受け入れ、関所・関料額に大きな変更を加えなかったこと、しかし、幕府の不干渉が治天の君の関所進止権を際立たせ、両統分裂も相まって関所の領有者の治天の君への求心力が高まっていくこと、を明らかにした。これらの検討を経て、新関停止令を、関所停止を政策基調とする幕府と、権門寺社修造の財源として関所を設置しようとする朝廷の妥協点とし、その履行が配分者としての朝廷、執行者としての幕府という役割分担で行われたことを指摘した。

本章の成果として、関所停止令の意味を明確に示した点が高く評価できる。まだ仮説的なところもあるが、西国一円に関所の停止を見るような通説は、本論文によって本格的な見直しが必要となることは間違いない。また、従来関所停止の証拠とされてきた文書が、実は過書であったとする考察も鋭い。

以上のように、本論文は同一政策をとる協調論でもなく、幕府の優越論でもない、新たな公武関係論を考える糸口を示している。まだその関係を抽象化するには至っていないが、鎌倉後期の西国は承久の乱が生み出した、公武権力が交差する新たな政治空間であり、その中で展開する政治史は、残された直轄的所領として臨む朝廷・本所と執行権力としての役割を果たそうとする幕府の交錯として、動的に把握すべきであるという本論文の提起は、研究史に大きな影響を与えるものである。以上より本審査委員会は論文提出者豊田通子が博士(文学)の学位を授与論文されるに足る資格を有するものと判断した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	市澤 哲	副査	准教授	河島 真
副査	教授	奥村 弘	副査	准教授	古市 晃
副査	教授	綿貫 友子			